

(証券コード 7443)

令和5年6月9日

株 主 各 位

横浜市神奈川区山内町1番地

横浜魚類株式会社

代表取締役社長 石井良輔

第89期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第89期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ですが株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和5年6月26日（月曜日）営業終了時間の午後4時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。各議案につき賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取扱いたします。

また、本株主総会は電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のURLにアクセスの上、メニューより「IR情報」「事業報告書」を順に選択いただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<http://www.yokohamagyorui.co.jp/>

電子提供措置事項は、インターネット上の当社ウェブサイトの他東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「横浜魚類」または「コード」に当社証券コード「7443」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>

敬 具

記

1. 日 時 令和5年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 横浜市神奈川区山内町1番地
横浜市中央卸売市場本場水産卸売棟5階 横浜市会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第89期（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 役員賞与支給の件 |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当社は、法令および当社定款第19条の規定に基づき、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項を書面交付請求された株主様に交付する書面には記載しておりません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査役が監査報告の作成に際して監査した事業報告および計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

事業報告の「会社の現況に関する事項（主要な事業内容、主要な営業所、従業員の状況、主要な借入先）」、「会社の株式に関する事項」、「会社役員に関する事項（社外役員の兼職先と当社との関係、社外役員の主な活動状況）」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」  
計算書類の「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

# 事業報告

(令和4年4月1日から  
令和5年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当期における我国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済の混乱から徐々に立ち直りつつありますが、物価高などによる個人所得の伸び悩みなどにより消費マインドは改善せず景気は緩やかな回復に止まっております。

水産物流通業界におきましては、世界的な水産物に対する需要の増加や円安などによる水産物の価格の上昇並びに原油などの値上がりによる光熱費の増加などコスト増が生じております。

このような状況におきまして、当社は市場の特色である高鮮度商品を積極的に販売したことなどにより、売上高は、21,002百万円（前期比5.4%増）と増収になりました。

損益につきましては、売上高増加などにより売上総利益が増加し、貸倒引当金の増加など諸経費を吸収し、営業利益25百万円（前期営業損失48百万円）、経常利益79百万円（前期比389.3%増）、当期純利益54百万円（前期比388.5%増）と増益となりました。

部門別の営業の概況は以下のとおりであります。

#### ①鮮魚部門

販売数量は減少いたしました但し販売単価高により、売上高は増加いたしました。この結果、取扱数量は15,003トン（前期比7.2%減）、売上高は9,371百万円（前期比13.1%増）となりました。

#### ②冷凍、塩干部門

販売数量の減少により、売上高は減少いたしました。この結果、取扱数量は17,081トン（前期比9.9%減）、売上高は11,630百万円（前期比0.0%減）となりました。

## (2) 設備投資の状況

横浜南部市場において食品加工施設（名称 南部ペスカメルカードⅡ）を新設し、735百万円支出いたしました。

その他には特記すべき設備投資は行っておりません。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において、設備投資を目的とした銀行借入（長期借入金800百万円）を実行いたしました。

## (4) 財産および損益の状況

| 区 分           | 令和元年度<br>第 86 期 | 令和 2 年度<br>第 87 期 | 令和 3 年度<br>第 88 期 | 令和 4 年度<br>第89期(当期) |
|---------------|-----------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 売上高(千円)       | 33,929,139      | 31,843,723        | 19,928,054        | 21,002,041          |
| 経常利益(千円)      | 64,531          | 86,324            | 16,327            | 79,884              |
| 当期純利益(千円)     | 39,227          | 62,025            | 11,095            | 54,206              |
| 1株当たり当期純利益(円) | 6.27            | 9.91              | 1.77              | 8.66                |
| 総資産(千円)       | 4,661,384       | 4,579,650         | 4,625,316         | 5,473,490           |
| 純資産(千円)       | 2,016,086       | 2,103,580         | 2,129,808         | 2,172,266           |

(注) ① 1株当たり当期純利益につきましては、記載金額の単位未満は四捨五入により表示しております。

② 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を令和3年度の期首から適用しており、前事業年度および当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (5) 対処すべき課題

次期の経営環境につきましては、物価の上昇による企業収支の悪化や個人消費の伸び悩みなどが懸念されます。

このような状況におきまして、当社は出荷者と一体になり消費者の求める商品の提供に努めるとともに経費の削減を行い業績の向上を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況（令和5年3月31日現在）

| 地 位     | 氏 名  | 担当および重要な兼職の状況                                 |
|---------|------|-----------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 石井良輔 |                                               |
| 専務取締役   | 松尾英俊 | 本場営業部部長                                       |
| 専務取締役   | 向後重男 | 南部支社支社長兼南部支社管轄関係会社担当                          |
| 常務取締役   | 塚本秋宏 | 管理部部長                                         |
| 取締役     | 伊藤則行 | 川崎北部支社支社長                                     |
| 取締役     | 加藤裕  | 南部支社副支社長兼営業一部部長                               |
| 非常勤取締役  | 柏原直樹 |                                               |
| 社外取締役   | 小池邦彦 |                                               |
| 社外取締役   | 国井重雄 |                                               |
| 常勤監査役   | 青島秀幸 |                                               |
| 社外監査役   | 菅友晴  | 弁護士<br>株式会社エレテックコーポレーション<br>取締役               |
| 社外監査役   | 高野健吾 | 株式会社コーエーテクモホールディングス<br>社外監査役<br>アツギ株式会社 社外監査役 |

(注) ① 高野健吾氏は、長年金融機関に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。なお、監査役の異動はありません。

令和4年6月27日開催の第88期定時株主総会において、新たに加藤裕氏は取締役に、国井重雄氏は社外取締役にそれぞれ選任され就任いたしました。

③ 当事業年度中の取締役および監査役の地位、担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

1) 向後重男氏は、令和4年6月27日付で常務取締役から専務取締役に就任いたしました。また、同日付で担当が南部支社支社長兼南部支社管轄関係会社担当に変更となりました。

2) 菅友晴氏は、令和4年9月7日付で株式会社エレテックコーポレーションの取締役に就任いたしました。

④ 当社は、社外取締役小池邦彦氏および国井重雄氏並びに社外監査役菅友晴氏の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、令和2年12月21日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。決定方針の内容は、次のとおりであります。

#### 1) 基本方針

当社の取締役報酬は、会社の業績並びに株主利益を考慮した報酬とし、個々の取締役報酬は各々の職責に基づく適正な水準といたします。

取締役報酬は、固定報酬としての月額報酬、業績に応じた賞与並びに退職慰労金とし、社外取締役については、その職務に鑑み月額報酬のみを支給することといたします。

#### 2) 月額報酬に関する方針

役位、職責、当社の業績および従業員の給与水準を考慮し決定、毎月支給いたします。

#### 3) 賞与に関する方針

当社の業績、具体的には営業利益に応じて算出した額を決算賞与とし、6月に支給いたします。

#### 4) 退職慰労金に関する方針

役位、職責および在職期間等を勘案して取締役会で定めた役員退職慰労金規程に基づき、会社の業績並びに本人の業績を考案の上、取締役退任時に支給いたします。

#### 5) 個人別報酬額の割合に関する方針

個人別報酬額は、役位、職責、在任年数および業績等を勘案して決定するものとし、その割合は定めないことといたします。

#### 6) 個人別報酬額に関する方針

上記により全て取締役会で決定いたします。

### ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成3年6月25日開催の第57期定時株主総会において年額120百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。

監査役の金銭報酬の額は、平成7年6月29日開催の第61期定時株主総会において年額36百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

### ③ 取締役の個人別報酬等の内容の決定に関する事項

1) 当社においては、取締役会が決定方針に基づき個人別報酬等の具体的内容を決定しております。

2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、客観性、透明性が確保されたプロセスを経るため、社外取締役の適切な助言、関与が得られるよう、社外取締役が出席する取締役会において審議のうえ決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|-----------------|------------------|----------|----------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 45<br>( 4)      | 45<br>( 4)       | —<br>(—) | —<br>(—) | 9<br>( 2)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 9<br>( 2)       | 9<br>( 2)        | —        | —        | 3<br>( 2)             |

(注) 報酬等の総額には、使用人兼務取締役2名の使用人分給与額 13,755千円は含んでおりません。

~~~~~  
(注) 以上のご報告は、次により記載しております。

1. 1株当たり当期純利益を除き、記載金額の単位未満は切捨てにより表示しております。
2. 比率は小数点第2位以下四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,324,352	流動負債	2,109,849
現金及び預金	408,826	受託販売未払金	119,609
受取手形	8,043	買掛金	1,396,011
売掛金	2,095,169	短期借入金	200,000
有価証券	6,000	1年内返済予定の長期借入金	152,900
商品	951,733	未払金	110,068
前払費用	6,448	未払費用	35,286
短期貸付金	1,596	未払法人税等	30,136
その他	39,252	預り金	20,948
貸倒引当金	△192,718	賞与引当金	20,153
固定資産	2,149,138	役員賞与引当金	4,000
有形固定資産	1,526,911	その他	20,733
建物	1,202,885	固定負債	1,191,374
構築物	27,954	長期借入金	567,300
機械及び装置	11,927	退職給付引当金	335,909
車両運搬具	2,317	役員退職慰労引当金	8,250
工具、器具及び備品	17,430	資産除去債務	64,059
その他	725	預り保証金	162,552
土地	263,670	繰延税金負債	52,656
無形固定資産	4,498	その他	646
ソフトウェア	4,498	負債合計	3,301,224
電話加入権	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	617,728	株主資本	1,980,719
投資有価証券	470,635	資本金	829,100
関係会社株式	62,325	資本剰余金	648,925
出資金	400	資本準備金	648,925
長期貸付金	4,123	利益剰余金	515,347
破産更生債権等	225,603	利益準備金	94,000
会員権	26,000	その他利益剰余金	421,347
その他	37,198	別途積立金	330,000
貸倒引当金	△208,557	繰越利益剰余金	91,347
資産合計	5,473,490	自己株式	△12,653
		評価・換算差額等	191,547
		その他有価証券評価差額金	191,547
		純資産合計	2,172,266
		負債及び純資産合計	5,473,490

(注) 記載金額は千円未満切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,002,041
売 上 原 価		19,394,700
売 上 総 利 益		1,607,341
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,581,466
営 業 利 益		25,874
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	19,494	
受 取 賃 貸 料	114,864	
還 付 消 費 税 等	2,783	
雑 収 入	1,456	138,598
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,149	
賃 貸 費 用	81,438	
雑 損 失	0	84,587
経 常 利 益		79,884
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	113	113
税 引 前 当 期 純 利 益		79,771
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	25,564	25,564
当 期 純 利 益		54,206

(注) 記載金額は千円未満切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			繰越利益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金				
令和4年4月1日 残高	829,100	648,925	94,000	330,000	55,912	△12,653	1,945,284	
当事業年度中の変動額							-	
剰余金の配当					△18,772		△18,772	
当期純利益					54,206		54,206	
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額(純額)								
当事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	35,434	-	35,434	
令和5年3月31日 残高	829,100	648,925	94,000	330,000	91,347	△12,653	1,980,719	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
令和4年4月1日 残高	184,524	2,129,808
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△18,772
当期純利益		54,206
株主資本以外の項目の当事業 年度中の変動額(純額)	7,023	7,023
当事業年度中の変動額合計	7,023	42,457
令和5年3月31日 残高	191,547	2,172,266

(注) 記載金額は千円未満切捨て表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和5年5月22日

横浜魚類株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員 公 認 会 計 士 大 塚 貴 史
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 関 隆 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、横浜魚類株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月23日

横浜魚類株式会社 監査役会

常勤監査役 青 島 秀 幸 ㊟

社外監査役 菅 友 晴 ㊟

社外監査役 高 野 健 吾 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当およびその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は18,772,053円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和5年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 30,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 30,000,000円

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役石井良輔、松尾英俊、向後重男、塚本秋宏、伊藤則行、加藤 裕、柏原直樹、小池邦彦、国井重雄の9名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	いし 良 輔 石 井 良 輔 (昭和29年12月27日生)	昭和55年4月 当社入社 平成16年6月 取締役南部支社支社長兼冷塩部部長 平成18年6月 代表取締役社長兼本場営業部部長 平成19年6月 代表取締役社長（現任）	53,100株
		【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社の企業価値向上のために引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
2	まつ お 英 俊 松 尾 英 俊 (昭和39年11月12日生)	昭和63年4月 当社入社 平成27年6月 取締役本場営業部副部長 兼販売促進部部長 平成30年3月 常務取締役本場営業部部長 令和2年6月 専務取締役本場営業部部長（現任）	13,600株
		【取締役候補者とした理由】 水産営業に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社の企業価値向上のために引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	
3	こう 重 男 向 後 重 男 (昭和31年12月30日生)	昭和50年4月 当社入社 平成19年6月 取締役南部支社副支社長 兼鮮魚部部長 平成23年6月 取締役南部支社支社長 平成30年3月 常務取締役南部支社支社長 令和4年6月 専務取締役南部支社支社長 兼南部支社管轄関係会社担当（現任）	38,400株
		【取締役候補者とした理由】 水産営業に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社の企業価値向上のために引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	つかもと あきひろ 塚本 秋 宏 (昭和37年2月7日生)	昭和61年4月 当社入社 平成27年6月 取締役管理部部長 令和2年6月 常務取締役管理部部長 (現任)	15,300株
	【取締役候補者とした理由】 管理業務全般に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社の企業価値向上のために引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
5	かとう ゆたか 加藤 裕 (昭和35年3月17日生)	昭和58年4月 当社入社 平成23年6月 南部支社営業一部部長 令和4年6月 取締役南部支社副支社長 兼営業一部部長 (現任)	10,900株
	【取締役候補者とした理由】 水産営業に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社の企業価値向上のために引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	※ いわきわ としはる 岩澤 利 治 (昭和42年2月26日生)	平成2年4月 当社入社 平成30年3月 川崎北部支社営業一部部長 (現任)	一株
	【取締役候補者とした理由】 水産営業に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社の企業価値向上のために取締役に選任をお願いするものであります。		
7	※ まつの なおき 松野 直 紀 (昭和47年4月13日生)	平成3年4月 当社入社 令和2年3月 本場営業部営業一部部長 (現任)	6,535株
	【取締役候補者とした理由】 水産営業に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、当社の企業価値向上のために取締役に選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
8	かし ほん なお き 柏 原 直 樹 (昭和25年8月29日生)	昭和49年4月 日本水産株式会社 (現 株式会社ニッスイ) 入社 平成6年12月 当社入社 平成14年6月 取締役管理部部長兼総務部部长 平成18年6月 常務取締役経営企画担当兼管理部部長 平成20年4月 専務取締役社長補佐(業務全般担当) 平成30年3月 取締役副社長社長補佐(業務全般担当) 令和2年6月 非常勤取締役(現任) 【取締役候補者とした理由】 企業経営に関する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、引き続き業務全般にわたる助言と取締役の職務の執行の監督機能のために非常勤取締役として選任をお願いするものであります。	36,800株
9	くに い しげ お 国 井 重 雄 (昭和30年9月8日生)	昭和54年4月 横浜市役所入庁 平成23年4月 経済局担当部長 (横浜食肉市場株式会社派遣 専務取締役) 平成26年4月 経済局南部市場市場長 平成28年3月 同所退庁 平成28年4月 横浜港湾福利厚生協会入職 同協会常務理事 令和3年3月 同協会退職 令和4年6月 当社社外取締役(現任) 【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 市場における卸売事業に対する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、社内役員とは異なる観点から当社の経営に対し助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	一株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
10	※ <small>まえ さこ しず み</small> 前 迫 静 美 (昭和34年10月2日生)	昭和53年4月 株式会社横浜銀行入行 平成28年6月 同行取締役常務執行役員営業本部長 兼ブランド・CSR戦略本部長 令和元年12月 同行退職 株式会社東日本銀行入行 同行専務執行役員営業本部長 令和3年3月 同行退職 令和3年7月 株式会社O-E-N設立 同社代表取締役社長（現任） 令和4年6月 株式会社IWD 同社代表取締役社長（現任） グランフィールドズカントリークラブ 代表取締役社長（現任）	一株
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 企業経営に対する豊富な経験、知見を有しており、人格、見識とも優れていることから、社内役員とは異なる観点から当社の経営に対し助言をいただけるものと判断し、社外取締役として新たに選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 国井重雄氏および前迫静美氏は、社外取締役候補者であります。
4. 国井重雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 前迫静美氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社横浜銀行の業務執行者であったことがあり、その地位および担当は、上記「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は、令和元年12月に同行を退職しております。
6. 当社は、国井重雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、前迫静美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役菅 友晴、高野健吾の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	菅 友 晴 (昭和37年1月21日生)	平成6年4月 弁護士登録 平成19年6月 当社社外監査役(現任) 令和4年9月 株式会社エレテックコーポレーション 取締役(現任)	1,000株
2	高 野 健 吾 (昭和32年8月10日生)	昭和55年4月 株式会社横浜銀行入行 平成23年6月 同行取締役執行役員市場営業部部長 平成25年4月 同行代表取締役常務執行役員 国際業務部担当 平成27年3月 同行退任 平成27年4月 浜銀T T証券株式会社入社 同社代表取締役社長 平成31年3月 同社退任 平成31年4月 横浜キャピタル株式会社入社 同社代表取締役会長 令和元年6月 当社社外監査役(現任) アツギ株式会社 社外監査役(現任) 令和3年6月 株式会社コーエーテックモホールディングス 社外監査役(現任)	一株

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 菅 友晴氏および高野健吾氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 菅 友晴氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は過去に会社経営に関与した経験はありませんが、同氏の弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
 4. 高野健吾氏を社外監査役候補者とした理由は、当社の取引金融機関である株式会社横浜銀行に長年勤務されており、業務を通じて培ってきた専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいためであります。
 5. 高野健吾氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社横浜銀行の業務執行者であったことがあり、その地位および担当は、上記「略歴、地位および重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。なお、同氏は、平成27年3月に同行を退職しております。
 6. 菅 友晴氏および高野健吾氏は、現在、当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって菅 友晴氏が16年、高野健吾氏が4年となります。
 7. 当社は、菅 友晴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

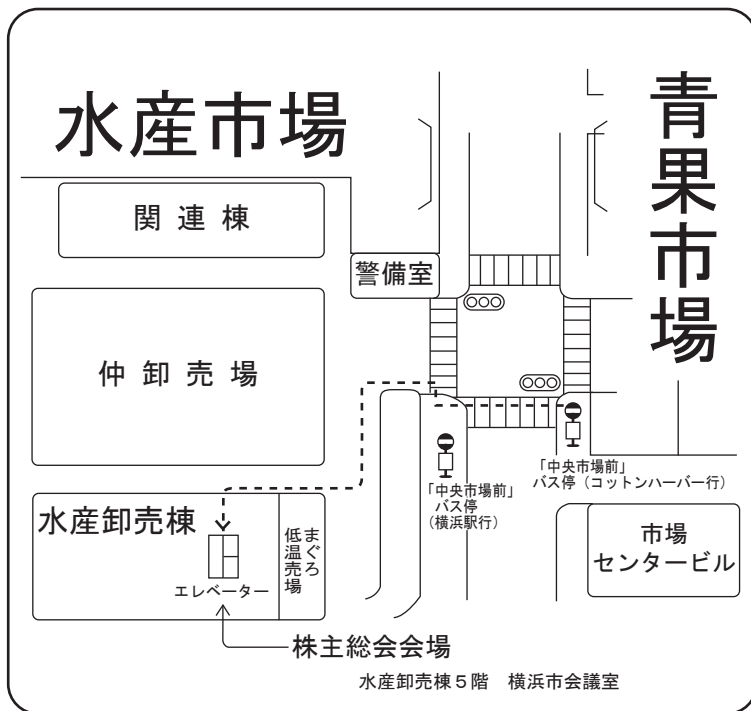
第4号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名（社外取締役2名を除く）および監査役1名（非常勤監査役2名を除く）に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額400万円（取締役分370万円、監査役分30万円）を支給いたしたいと存じます。

当社は、令和2年12月21日開催の取締役会において、取締役および監査役の報酬等に関する方針を定めており、その概要は6～7頁に記載のとおりであります。本議案は、当該方針に沿うものであることから、相当なものであると判断しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



主要交通機関

- ・ 横浜駅東口バスターミナル（4番ポール）から
横浜市営バス 48系統「コットンハーバー経由 横浜駅前行」
2ッ目「中央市場前」下車（バス乗車時間約10分）
（9時台の横浜駅東口バスターミナル発車時刻は、9:09、9:45と
なっております。）
- ・ 当会場には駐車場の用意がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会会場に関するお問い合わせは当社管理部（電話番号
045-459-3800）又は警備室にお問い合わせ申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。